

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋〔 年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 } 〕がこの規定に該当するもの

である旨の証明をします。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因（移転登記の場合）	

年 月 日

宇城市長

印

(注) { } の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。